

支援対象事業者による民事再生手続開始の申立てについて

2013年4月22日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）の支援対象事業者であるコロナ工業株式会社（以下「コロナ工業」といいます。）は、本日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行いましたので、ご報告いたします。

株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律に基づき2013年3月18日付で株式会社地域経済活性化支援機構に改組しました。）は、コロナ工業に対し、2011年5月20日付で支援決定（株式会社企業再生支援機構法（以下「機構法」といいます。）第25条第4項に基づく。）、同年7月21日付で買取決定（機構法第28条第1項に基づく。）及び出資決定（機構法第31条第1項に基づく。）を行い、同年8月1日付で事業スポンサーである伊藤忠プラスチック株式会社（以下「CIPS」といいます。）とともに出資を実行し、同日、コロナ工業は、機構の子会社となりました（機構の議決権割合51%）。

コロナ工業は、事業再生計画に基づき、建設が中止されていたベトナム工場を稼働させ、新技術の拡販と海外売上獲得のための営業強化を行う一方で、名古屋工場を閉鎖する等のコスト削減等を行ってきましたが、予想以上に国内需要が縮小したことから大幅な収支改善を果たすに至らず、機構の子会社となって以降も資金面の窮状を脱することができませんでした。そのため機構は、CIPSと共同で必要資金の追加支援を行うとともに、昨年12月には機構職員を代表取締役として派遣する等追加の人的支援を行う等し、コロナ工業の一段の経営合理化に向けて、全力を挙げて支援して参りました。その結果、生産性の向上やコスト削減・合理化の面で一定程度の成果をあげることができましたが、海外売上の獲得については十分な見通しを得ることはかなわず、資金面の窮状を脱することができませんでした。このような中、機構及びCIPSとしても、誠に残念ではありますが、現状のまま追加的な資金支援を実施していくことは困難であるとの判断に至りました。

今後コロナ工業は、民事再生手続の中で財務体質を改善するとともに、事業を継続しながら新しいスポンサーを探索し、そのバックアップを受けることにより、関係者の皆様のご理解を頂きながら、事業再生の道を探っていくこととなります。

機構としても、コロナ工業が幅広くスポンサーを募り、そのスポンサーのもとで経営資源を散逸することなく事業を継続できるよう努力することは適切であると考えております。

機構は、今後も職員の派遣を継続し、コロナ工業の事業継続に必要な商取引債権を弁済

するための資金支援を行う等、民事再生法及び機構法の枠組みの中で、コロナ工業への支援を継続していきます。

コロナ工業に関わる皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなりますが、何卒コロナ工業の再建にご理解頂き、引き続きコロナ工業へのご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以上